

## 佐倉市シルバー人材センター

### 会員互助会会則

(名称及び所在地)

第1条 この会は、佐倉市シルバー人材センター（以下「センターという」）会員互助会（以下「互助会」という）と称し、事務所をセンターの事務局内におく。

(目的)

第2条 互助会は、会員の親睦及び相互扶助を図りセンターの発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 互助会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 会員相互の親睦を深めるための事業
- (2) 会員の健康保持に資するための事業
- (3) 会員の趣味を生かすための事業
- (4) 会員の慶弔等に関する事業
- (5) センターの事業に対する協力事業
- (6) その他役員会において必要と認めた事業

(会員)

第4条 互助会の会員は、センターの正会員、特別会員及び事務局職員とする。

(役員)

第5条 互助会に次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 会計 1名
- (4) 幹事 若干名（会長、副会長及び会計を含む）
- (5) 監事 2名

(役員を選出)

第6条 役員を選出は、次の基準によるものとする。

- (1) 会長は、センター理事または理事経験者をもって当てる。
- (2) 副会長は、1名は幹事の互選、1名はセンター副会長が兼務する。
- (3) 会計は、幹事の中から会長が委嘱する。
- (4) 幹事については、各地区から1名を基準に選出する。
- (5) 監事は、会員（在籍3年以上）から2名を会長が委嘱する。

(役員職務)

第7条 会長は、会を代表し会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し会長が事故あったときは、幹事から互選された副会長が

その職務を代行する。

- 3 幹事は、幹事会の構成員となり、会務を執行する。
- 4 会計は、互助会の会計を処理する。
- 5 監事は、互助会の行事及び会計事務を監査する。

(役員任期)

第8条 幹事の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 幹事の任期、及び前任者の継続義務等については、センター役員任期等に関する規程を準用する。

(会議)

第9条 互助会の会議は、総会及び幹事会とし、その議事は出席人数の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

- 2 総会に出席できない互助会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、または他の互助会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規程により表決した互助会員は総会に出席したものとみなす。
- 4 総会は、互助会員を以って構成し、毎年1回以上開催するものとする。
- 5 総会の議長は、その総会に出席した会員の中から選出する。
- 6 幹事会は、幹事を以って構成し、必要に応じて開催する。
- 7 幹事会の議長は、会長がこれにあたる。

(経費)

第10条 互助会の運営に要する経費は、次の収入より充てる。

- (1) 会費
- (2) 寄付金等その他の収入

(会費)

第11条 会費は年額1,000円とし、その納入は次による。

- (1) 会費は、毎年1回5月末までにセンター会費納入時に全額を納入する。  
ただし、令和2年10月以降に入会した会員は、2年目以降は入会月の翌々月までに全額を納入する。
- (2) センターの年会費を納入しない会員(事務局職員)は、年度当初に納入する。
- (3) 互助会年会費納入等に関する費用は会員負担とする。

(会計年度)

第12条 互助会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

(会則の変更)

第13条 互助会の会則の変更は、総会において出席した会員の2分の1の同意を得なければならない。

(補足)

第14条 この会則に定めるもののほか、会の運営に必要な事項は、会長が幹事会に諮り定める。

付 則

- 1 この会則は、平成17年10月6日より施行する。
- 2 この会則は、平成20年5月27日より一部改正して施行する。
- 3 この会則は、平成23年5月30日より一部改正して施行する。
- 4 この会則は、平成24年5月30日より一部改正して施行する。
- 5 この会則は、平成26年5月28日より一部改正して施行する。
- 6 この会則は、平成30年5月25日より一部改正して施行する。
- 7 この会則は、令和3年5月28日より一部改正して施行する。
- 8 この会則は、令和5年6月7日より一部改正して施行する。

以上

## 慶弔及び見舞い金規程

(目的)

第1条 この規程は、会員互助会会則に基づく慶弔金及び傷病・災害見舞い金について定める。

(適用範囲)

第2条 正会員、特別会員及び事務局職員（以下、互助会の会員という）を対象とする。

(慶事祝い金)

第3条 会員に対しては次のとおり給付する。

- 1 会員が結婚（戸籍上）した時。……………10,000 円
- 2 会員が長寿のお歳に達した時、（在籍3年間以上の会員を対象とする）年一回の「長寿お祝いの会」にて贈呈する。  
77歳（喜寿）……………5,000 円  
88歳（米寿）……………10,000 円

(弔事弔慰金)

第4条 会員が死亡した時、次の弔慰金を給付する。

会員が死亡したとき……………10,000 円

注1) 「会員互助会会長名」にて弔電を打つ。

注2) 会員の訃報は、会長（或は副会長）へ連絡し会長（或は副会長）は地区長へ、地区長は班長へ連絡する。

注3) 香典は、センター事務局（経理）で用意し、原則として班長が届ける。

(傷病見舞金)

第5条 会員に対し次の傷病見舞金を支給する。

傷病により7日間以上入院した時……………5,000 円

注1) 同1人、年間一回を限度として支給する。

注2) 同じ疾病の場合は、一回限りとする。

注3) 班長に同年度内に自己申告し原則班長が届ける。

なお、申告時には、入院に対する書類（入院期間明記の写し）を添付すること

(災害見舞金)

第6条 会員に対し次の災害見舞金を給付する。

1 会員名義の家屋が床上浸水又は火災、地震等による家屋半焼又は半壊の場合……………10,000 円

2 会員名義の家屋が全壊又は全焼の場合……………20,000 円

注1) 公的機関又は保険会社の査定基準に準じる。

注2) 班長に同年度内に自己申告し原則班長が届ける。

注3) 確認書類の提示を求めることができる。

(適用除外)

第7条 次に掲げる事由により生じた弔慰金・見舞金は支給しないものとする。

1. 被災者の故意、重過失
2. 被災者の故意、犯罪行為又は闘争行為
3. 酒気を帯びた状態で乗り物（自転車等含む）を運転している間の事故
4. 避難を要する大災害等（地震含む）

(その他)

第8条 この規程に定める他、必要な重要事項については互助会幹事会の議決を経て、速やかに会長が別に定めることができる。

(付則)

- 第9条
- 1 この規程は、平成18年4月1日より施行する。
  - 2 この規程は、平成20年4月1日より一部改正して施行する。
  - 3 この規程は、平成20年9月1日より一部改正して施行する。
  - 4 この規程は、平成24年5月30日より一部改正して施行する。
  - 5 この規程は、平成26年5月28日より一部改正して施行する。
  - 6 この規程は、平成26年6月19日より一部改正して施行する。

以上

## 同好会助成規程

(趣旨)

第1条 この規程は、佐倉市シルバー人材センター（以下、センターという）会員互助会（以下、互助会という）の同好会に対する助成について必要な事項を定める。

(構成)

第2条 助成の対象とする同好会は、センターの正会員、特別会員及び事務局員（以下、会員という）をもって構成する。

(助成対象)

第3条 助成の対象とする同好会の具備すべき要件は、次のとおりとする。

- (1) 文化活動又は体育活動を目的としたものであること
- (2) 5名以上の参加希望者（同好会メンバーあるいはメンバー会員）を有すること
- (3) 希望するすべての会員に同好会参加の機会を与えること
- (4) 各同好会では、それぞれ会則または規約を定めること
- (5) 年間の実施計画を作成し活動すること

(類似内容同好会の除外)

第4条 活動内容を同じくする2つ以上の同好会（内容が類似している場合）は、1つの同好会とみなして取り扱う。

(同好会の登録)

第5条 新しい同好会が発足する場合は、別紙様式（第1）による同好会結成登録届を互助会会長あてに提出して登録を受けるものとする。

2 新同好会の発足後は、同好会助成金に代わる設立助成金10,000円を贈呈する。

(助成基準)

第6条 同好会に対する助成基準は、次のとおりとする。

- (1) 1人当たり：600円を助成する（年間）。  
ただし、複数の同好会に登録してある会員は、600円を登録同好会数で割り均等に登録同好会数で分配する。なお、端数は四捨五入し末尾1桁を0にする。（注：助成金は、同好会に給付するものであり、同好会メンバーの個人に給付するものではないこと）
- (2) 毎年4月1日現在在籍の各同好会メンバー会員数に対して助成する。

(助成の実施)

第7条 登録を認められた同好会に対しては、毎年度助成金を給付する。

- 2 助成を受けようとする同好会の代表者は、毎年4月10日までに、同好会助成金交付申請書（別紙様式第2）及びメンバー会員名簿（別紙様式第4）を互助会会長に提出する。
- 3 同好会メンバー会員名簿は、必ず入会日（年月日）を明示すること。

- 4 同好会の代表者は、参加メンバー会員を毎年1回以上（定例行事等の参加）、チェックすること。もし、年間行事に全欠席の場合は登録を抹消するか、あるいは同入会を辞退勧告しなければならない。
- 5 助成金の給付は、同好会助成金交付申請書及び同メンバー会員名簿の提出後の毎年度6月末日までに行うこと。

（報告）

第8条 同好会の代表者は、メンバー会員のうち会計幹事を定め、毎年3月末日までに別紙様式第3による同好会・実施報告書を会員互助会会長あて提出する。

なお、同好会の代表は、同メンバー会員の中から監事2名を選任し、年度途上の監査を行うほか、年度末には監査を実施し、その結果を会員互助会会長あて報告しなければならない。

（登録の取り消し）

第9条 互助会会長は、登録を受けた同好会で第3条の要件を具備しなくなった同好会については登録を取り消すことができる。

（助成金の返還）

第10条 互助会会長は、助成金の使途が適正でないと認められる同好会に対して、その返還を求めることができる。

（補足）

第11条 この規定に定めるものの他、必要な事項は会長が互助会幹事会に諮り定める。ただし、金銭に関する事項は、総会で承認を得る。

付 則

- 1 この規程は、平成21年4月1日より施行する。
- 2 この規程は、平成22年2月1日より一部改正して施行する。
- 3 この規程は、平成23年5月30日より一部改正して施行する。
- 4 この規程は、平成24年5月30日より一部改正して施行する。
- 5 この規程は、令和4年6月3日より一部改正して施行する。
- 6 この規程は、令和5年6月7日より一部改正して施行する。

以上